

代 議 員 選 挙 告 知

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
代議員選挙管理委員会

定款第14条及び代議員選挙規程第6条に基づき、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代議員選挙を以下のとおり実施いたします。

1. 代議員制度とは

社員数が多く全社員を一堂に会して社員総会を開催することが事実上不可能に近い社団法人において、会員の中から選挙等で代議員を選び、その代議員が社員総会の構成員すなわち「社員」となるものです。代議員の中から理事が選挙で選出されます。

2023年8月10日現在の正会員の方が選挙権・被選挙権を保有しています。

詳細につきましては、NACS ホームページをご参照ください。

NACS ホームページ > 会員情報 > お知らせ (会員向け)

2. 選挙日程 (予定)

11月1日 (水)	代議員選挙告知
11月1日 (水) ~10日 (金)	立候補受付
11月13日 (月)	立候補者公表 (ホームページ)
11月22日 (水)	選挙用紙配布等
11月27日 (月) ~12月8日 (金)	投票期間
12月9日 (土)	開票
12月10日 (日)	代議員選挙管理委員会から会長へ報告
12月11日 (月)	当選者及び次点者の氏名と得票数を公表

3. 代議員定数 2023年8月10日現在の正会員数により算出

北海道支部	3名	西日本支部	18名
東北支部	3名	中国支部	3名
東日本支部	33名	九州支部	5名
中部支部	9名	合計	74名

4. 代議員選挙に関する規程（抜粋） ※詳細については会員情報に掲載

<定款>

（代議員）

第13条 本会に、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される数の代議員を置く。（以下省略）

（任期）

第16条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとし、再任を妨げない。（以下省略）

<代議員選挙規程>

（選挙人及び被選挙人資格）

第3条 選挙人及び被選挙人の資格（第7条第1項に基づく立候補者となることができる者）は、この選挙が行われる直近に開催される理事会で承認された会員名簿に記載された正会員とする。

（定数）

第5条 委員会は、この選挙が行われる直近に開催される理事会で承認された正会員数により、支部ごとの代議員の定数を決定する。

<選挙ガイドライン>

（立候補者の再募集）

第3条 当該支部の定数に対して9割に満たない立候補者数の場合は、ホームページにて再募集する。

事例1) 定数10名の支部において立候補受付期間の終了時点で立候補者が8名だった場合は、8名を無投票当選とし、2名を再募集する。

事例2) 定数10名の支部において立候補受付期間の終了時点で立候補者が9名だった場合は、全員を無投票当選とし、再募集しない。

2 規定の期日前に立候補者数が定数に達した場合には、再募集を終了する。

3 規定の期日に立候補者数が定数に達しない場合でも、代議員選挙規程第7条第3項の規定により、再募集を終了する。

（禁止行為）

第5条 選挙においては、告知の前後を問わず以下の行為を行ってはならない。

(1) 本部及び支部の事務所に立候補者のポスターを掲示すること。

(2) 本部及び支部の事務所に立候補者に関するチラシをおくこと。

(3) 本会が主催するセミナー、シンポジウム、研修講座等の場所で候補者に関するチラシを配付すること。

(4) 選挙の管理・運営に、選挙管理委員以外の正会員が関与すること。

(5) 倫理規程に抵触あるいは抵触する恐れのある行為をすること。

5. その他

【NACS ホームページ>会員情報】にも代議員選挙関係書類を掲載いたします。

ユーザー名：kaiin_room パスワード：nacs01

6. お問合せ先

代議員選挙管理委員会 委員長 木村彰宏

委員 小川卓実、角濱ひとみ

電話：03-6434-1125 F A X：03-6434-1161

E-mail：nacs-senkan@nacs.or.jp

以上